

令和 2 年度第 3 四半期における専決処理について

令和 3 年 2 月 2 4 日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和 2 年度第 3 四半期における専決処理案件は合計 9 2 件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（80 件）**（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 19 件（別表 1～19）**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター加工施設
保安規定の変更の認可（別表 1）

**（2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 22 件
（別表 20～41）**

例：三菱原子燃料株式会社の核物質防護規定の変更認可（別表 21）

**（3）原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 4 件
（別表 42～45）**

例：四国電力株式会社伊方発電所 1 号炉の廃止措置計画の変更認可（別表 42）

（4）原子炉施設等の型式の証明関係 2 件（別表 46～47）

例：東芝エネルギーシステムズ株式会社からの使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器
等の設計の型式証明（別表 46）

（5）核燃料物質の使用の変更の許可関係 10 件（別表 48～57）

例：株式会社ジェー・シー・オー東海事業所における核燃料物質の使用の変更の許
可（別表 48）

（6）核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 7 件（別表 58～64）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における保安規定
の変更の認可（別表 58）

**（7）核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 2 件
（別表 65～66）**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施
設等の核物質防護規定の変更認可（別表 66）

(8) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 7件

(別表 67~73)

例：ニュークリア・デベロップメント株式会社安全管理部大宮管理室の計量管理規定の変更認可(別表 67)

(9) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 7件 (別表 74~80)

例：3号機破損燃料用輸送容器の追加に係る実施計画の変更認可(別表 74)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (12件)

(10) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 12件

(別表 81~92)

例：いまきいれ総合病院の放射線発生装置の使用許可(別表 81)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質加工施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター)	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う人形峠環境技術センター(鏡野町)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた加工施設全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。 ○令和2年10月1日に認可。	研究炉等審査部門
2		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 北地区)	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(大洗町)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年11月20日に認可。	研究炉等審査部門
3			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 南地区)	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(大洗町)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年11月20日に認可。	研究炉等審査部門
4			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和2年5月11日付け(令和2年10月20日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(東海村)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年12月9日に認可。	研究炉等審査部門
5			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設)	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け及び令和2年11月18日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設(むつ市)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確認した上で定期事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた試験研究用等原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年12月14日に認可。	研究炉等審査部門

6	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設(敦賀市)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確認した上で定期事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた発電用原子炉施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年11月20日に認可。	研究炉等審査部門
7		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和元年6月25日付け(令和元年7月12日、令和元年11月27日及び令和2年9月18日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から、伊方発電所2号炉の廃止措置の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、2号炉の廃止措置を実施するための関連する条文が適切に変更されており、審査基準を満足すること等を確認。 ○令和2年10月7日に認可。	実用炉審査部門
8		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年4月17日付け(令和2年9月8日、令和2年9月17日及び令和2年9月28日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、高浜発電所3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、特定重大事故等対処施設を用いた航空機衝突等への対応及び重大事故等への対応における当該施設の活用並びに教育・訓練の実施等について適切に定められており、審査基準を満足することを確認。 ○令和2年10月7日に認可。	実用炉審査部門
9		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年6月26日付け(令和2年9月29日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、美浜発電所3号炉の有毒ガス発生時の体制の整備に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、有毒ガス発生時に講ずべき措置を行う体制の整備に伴い、原子炉施設の運転管理に関する組織内規程を整備すること並びに要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備及び手順書の整備を含む計画を策定すること等を確認。 ○令和2年10月7日に認可。	実用炉審査部門
10		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和2年8月31日付け(令和2年9月25日、令和2年10月9日、令和2年10月16日及び令和2年10月21日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、川内原子力発電所1号炉及び2号炉の有毒ガス発生時の体制の整備に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、有毒ガス発生時に講ずべき措置を行う体制の整備に伴い、原子炉施設の運転管理に関する組織内規程を整備すること並びに要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備及び手順書の整備を含む計画を策定すること等を確認。 ○令和2年10月23日に認可。	実用炉審査部門

11		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)</p>	<p>○平成25年9月27日付け(令和2年3月30日、令和2年10月16日及び令和2年10月26日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、原子力規制委員会設置法の一部施行(新規制基準の施行)等に伴う柏崎刈羽原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、火災、内部溢水、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の対応等に係る事項等について適切に定められており、審査基準を満足すること、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際の議論(7つの約束等)を的確に反映したものであること等を確認。 ○令和2年10月30日に認可。</p>	実用炉審査部門
12		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)</p>	<p>○令和2年8月31日付け(令和2年9月25日、令和2年10月9日及び令和2年10月27日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の有毒ガス発生時の体制の整備に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、有毒ガス発生時に講ずべき措置を行う体制の整備に伴い、原子炉施設の運転管理に関する組織内規程を整備すること並びに要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備及び手順書の整備を含む計画を策定すること等を確認。 ○令和2年11月4日に認可。</p>	実用炉審査部門
13		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)</p>	<p>○令和元年10月16日付け(令和2年10月19日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から、伊方発電所3号炉の非常用ガスタービン発電機の設置に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、非常用ガスタービン発電機の設置に伴う運転上の制限が適切に設定されていること及び運転上の制限を逸脱した場合における必要な措置が定められていること並びに重大事故等発生時に運転員等が非常用ガスタービン発電機による給電を行うため必要な措置の運用手順等が組織内規程に定められること等を確認。 ○令和2年11月4日に認可。</p>	実用炉審査部門
14		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社敦賀発電所)</p>	<p>○令和2年10月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、組織改正による組織名称の変更に伴う敦賀発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正による組織名称の変更を反映するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと等を確認。 ○令和2年12月2日に認可。</p>	実用炉審査部門
15		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)</p>	<p>○令和2年10月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、組織改正による組織名称の変更に伴う東海発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正による組織名称の変更を反映するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと等を確認。 ○令和2年12月2日に認可。</p>	実用炉審査部門

16		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和2年10月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、組織改正による組織名称の変更に伴う東海第二発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正による組織名称の変更を反映するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと等を確認。 ○令和2年12月2日に認可。	実用炉審査部門
17		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和2年3月19日付け(令和2年12月1日付けで一部補正)で、北海道電力株式会社から、泊発電所2号炉の長期施設管理方針(冷温停止状態の維持を前提とした運転開始後30年の経過に伴う高経年化技術評価に基づくもの)の追加に伴う発電用原子炉施設保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、高経年化技術評価の妥当性及び当該評価を踏まえた長期施設管理方針が追加されること等を確認。 ○令和2年12月8日に認可。	実用炉審査部門
18		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和2年8月31日付け(令和2年9月25日付け及び令和2年12月11日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所3号炉の使用済燃料貯蔵設備増強(リラッキング)工事等に伴う発電用原子炉施設保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、新燃料及び使用済燃料の貯蔵等に際して臨界に達しないようにする措置を講ずることが定められていること等を確認。 ○令和2年12月17日に認可。	実用炉審査部門
19	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 廃棄物管理施設)	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(大洗町)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃棄物管理施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた廃棄物管理施設全体を一体として管理するための施設管理計画が定められていること等を確認。 ○令和2年11月20日に認可。	研究炉等審査部門
20	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社) ○令和2年10月7日付けで、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:新規制基準に適合するための建屋壁及び扉の補強工事における核物質防護措置の変更及び防護区域の設定解除。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

21	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	(20と同伴) ○審査の結果、令和2年12月3日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和2年8月21日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:大物搬入建屋建替完了に伴う防護区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(22と同伴) ○審査の結果、令和2年10月12日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和2年8月21日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特定時間帯立入制限区域の設定に伴う核物質防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(24と同伴) ○審査の結果、令和2年10月30日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

26	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年9月4日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 特定重大事故等対処施設の核物質防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(26と同件) ○審査の結果、令和2年10月30日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和2年9月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 中央制御室防護扉取替に伴う核物質防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(28と同件) ○審査の結果、令和2年11月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年9月1日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 組織改編に伴う体制の変更に係る申請。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

31	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	(30と同伴) ○審査の結果、令和2年12月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年9月1日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改編に伴う核物質防護体制の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(32と同伴) ○審査の結果、令和2年12月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年9月1日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改編に伴う核物質防護体制の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(34と同伴) ○審査の結果、令和2年12月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

36	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和2年9月16日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:中央制御室待避所設置工事に伴う核物質防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(36と同件) ○審査の結果、令和2年12月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年10月20日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:非常用ディーゼル燃料移送ポンプに係る核物質防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	(38と同件) ○審査の結果、令和2年12月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
40	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和2年10月30日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子炉建屋付属棟の耐震・竜巻対策工事に伴う核物質防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

41		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(40と同伴) ○審査の結果、令和2年12月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
42	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所1号炉)	○平成30年10月10日付け(令和元年11月27日、令和2年5月18日、令和2年8月31日及び令和2年9月18日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から、伊方発電所2号炉の廃止措置等に伴う同発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、2号炉の廃止措置に伴い、1号炉の廃止措置計画における廃止措置対象施設や放射性廃棄物の管理、放射線被ばくの管理に係る事項が適切に変更されていること等を確認。 ○令和2年10月7日に認可。	実用炉審査部門
43			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所1号炉)	○令和2年9月8日付け(令和2年12月2日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和2年12月25日に認可。	実用炉審査部門
44			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所2号炉)	○令和2年9月8日付け(令和2年12月2日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う玄海原子力発電所2号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和2年12月25日に認可。	実用炉審査部門
45			発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所1号炉及び2号炉)	○令和2年8月28日付け(令和2年12月4日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う美浜発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設が定められていること、原子炉設置許可に記載された方針に従い廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立する方針であること等を確認。 ○令和3年1月4日に認可。	実用炉審査部門

46	原子炉施設等の型式の証明関係	原子炉等規制法第43条の26の2第1項の規定による型式証明(重要なものを除く。)に関すること。	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明について(東芝エネルギーシステムズ株式会社(TS-69B型))	○平成28年9月16日付け(平成29年11月8日付け、平成31年3月18日付け及び令和2年12月9日付けで一部補正)で、東芝エネルギーシステムズ株式会社(川崎市)から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等(金属キャスク)の設計の型式証明の申請あり。 ○審査の結果、金属キャスクの設計が、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のうち、金属キャスクの技術上の基準に適合するものであることを確認。 ○令和2年12月18日に承認。	核燃料施設審査部門
47			使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明について(日立造船株式会社(Hitz-B52型))	○平成30年8月1日付け(令和2年12月9日付けで一部補正)で、日立造船株式会社(大阪市)から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等(金属キャスク)の設計の型式証明の申請あり。 ○審査の結果、金属キャスクの設計が、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のうち、金属キャスクの技術上の基準に適合するものであることを確認。 ○令和2年12月18日に承認。	核燃料施設審査部門
48	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(株式会社ジェー・シー・オー 東海事業所)	○令和2年4月27日付け(令和2年8月26日付け一部補正)で、株式会社ジェー・シー・オーから、東海事業所(東海村)における一部の設備の解体撤去及び管理区域の解除に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、設備の解体撤去について、設備の解体撤去、汚染検査の方法等が示されていることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年10月14日に許可。	研究炉等審査部門
49			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(原子燃料工業株式会社 東海事業所)	○令和2年7月9日付け(令和2年9月25日付け一部補正)で、原子燃料工業株式会社から、東海事業所(東海村)における一部の設備の解体撤去に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、設備の解体撤去について、設備の解体撤去、汚染検査の方法等が示されていることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年10月15日に許可。	研究炉等審査部門
50			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)	○令和2年6月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における一部の設備の解体撤去及び管理区域の解除に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、設備の解体撤去等について、設備の解体撤去、汚染検査の方法等が示されていることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年10月15日に許可。	研究炉等審査部門

51		核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について (金沢大学学際科学実験センターアイソトープ理工系研究施設)	○令和2年8月14日付けで、金沢大学から、学際科学実験センターアイソトープ理工系研究施設(金沢市)における排水設備の地中埋設型から露出型への変更等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年10月23日に承認。	研究炉等審査部門
52		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人理化学研究所 和光地区)	○令和2年6月17日付け(令和2年9月25日付け一部補正)で、国立研究開発法人理化学研究所から、和光地区(和光市)における研究に伴う使用の目的及び方法の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年10月27日に許可。	研究炉等審査部門
53		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区)	○令和2年6月22日付け(令和2年10月6日付け一部補正)で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、千葉地区(千葉市)における一部の試験研究の終了に伴う使用の目的及び方法の削除等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年10月27日に許可。	研究炉等審査部門
54		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所)	○令和2年7月16日付けで、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、原子力技術研究所(川崎市)における一部の試験の終了に伴う設備の解体撤去等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、設備の解体撤去等について、設備の解体撤去、汚染検査の方法等が示されていることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年11月30日に許可。	研究炉等審査部門
55		核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について (筑波大学 アイソトープ環境動態研究センター)	○令和2年6月25日付け(令和2年11月4日付け一部補正)で、筑波大学から、アイソトープ環境動態研究センター(つくば市)における核燃料物質の年間予定使用量の変更等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和2年12月14日に承認。	研究炉等審査部門

56		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (株式会社 GSユアサ 産業電池電源事業部 電源システム生産本部 ライティング製造部)	<p>○令和2年9月14日付け(令和2年12月3日付け一部補正)で、株式会社GSユアサから、産業電池電源事業部 電源システム生産本部 ライティング製造部(京都市)における周辺監視区域の縮小等に係る使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。</p> <p>○令和2年12月21日に許可。</p>	研究炉等審査部門
57		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (一般財団法人 電力中央研究所 横須賀運営センター 材料分析棟)	<p>○令和2年8月7日付け(令和2年11月20日付け一部補正)で、一般財団法人 電力中央研究所から、横須賀運営センター 材料分析棟(横須賀市)における使用の方法及び設備の追加等に係る使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していることを確認したことから、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。</p> <p>○令和2年12月23日に許可。</p>	研究炉等審査部門
58	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	<p>○令和2年6月11日付け(令和2年8月21日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)におけるウランマグノックス用鉛セルの解体撤去等に伴う核燃料物質使用変更許可の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、使用の変更の許可の内容が適切に反映されていることから保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。</p> <p>○令和2年10月12日に認可。</p>	研究炉等審査部門
59		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター)	<p>○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う人形峠環境技術センター(鏡野町)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和2年11月9日に認可。</p>	研究炉等審査部門
60		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区))	<p>○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う大洗研究所(北地区)(大洗町)の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和2年11月9日に認可。</p>	研究炉等審査部門

61		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区))	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う大洗研究所(南地区)(大洗町)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。 ○令和2年11月16日に認可。	研究炉等審査部門
62		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 燃料サイクル工学研究所)	○令和2年5月11日付け(令和2年8月31日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う核燃料サイクル工学研究所(東海村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。 ○令和2年11月17日に認可。	研究炉等審査部門
63		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所)	○令和2年7月16日付け(令和2年8月21日付け一部補正)で、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、原子力技術研究所(川崎市)における管理区域外での核燃料物質の運搬に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域外への核燃料物質の運搬の際に講ずるべき措置が明記されていることから保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和2年11月30日に認可。	研究炉等審査部門
64		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○令和2年5月27日付け(令和2年10月20日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う原子力科学研究所(東海村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前事業者検査等を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。 ○令和2年12月21日に認可。	研究炉等審査部門
65	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	○令和2年7月13日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特定核燃料物質の量及び取扱形態の変更に伴う核物質防護措置の変更に係る申請。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

66		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	(65と同件) ○審査の結果、令和2年10月1日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
67	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更の認可について(ニュークリア・デベロップメント株式会社安全管理部大宮管理室)	○令和2年9月8日付けで、ニュークリア・デベロップメント株式会社から、組織変更による事業所名称の適正化に伴う安全管理部大宮管理室(さいたま市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織変更による事業所名称の適正化に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年10月8日に認可。	保障措置室
68			計量管理規定の変更の認可について(ニュークリア・デベロップメント株式会社)	○令和2年9月25日付けで、ニュークリア・デベロップメント株式会社(東海村)から、計量管理組織体制の変更等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理組織体制の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年10月13日に認可。	保障措置室
69			計量管理規定の変更の認可について(株式会社藤井製作所千葉工場)	○令和2年9月24日付けで、株式会社藤井製作所から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う千葉工場(白井市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年10月13日に認可。	保障措置室
70			計量管理規定の変更の認可について(三菱電機株式会社情報技術総合研究所)	○令和2年9月30日付けで、三菱電機株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う情報技術総合研究所(鎌倉市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和2年10月13日に認可。	保障措置室

71			計量管理規定の変更の認可について（株式会社日立製作所王禅寺センタ）	<p>○令和2年9月30日付けで、株式会社日立製作所から、計量管理責任者の変更等に伴う王禅寺センタ(川崎市)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、計量管理責任者の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和2年10月22日に認可。</p>	保障措置室
72			計量管理規定の変更の認可について（株式会社ニコン相模原製作所）	<p>○令和2年10月13日付けで、株式会社ニコンから、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う相模原製作所(相模原市)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和2年11月6日に認可。</p>	保障措置室
73			計量管理規定の変更の認可について（原子燃料工業株式会社熊取事業所）	<p>○令和2年12月9日付けで、原子燃料工業株式会社から、加工施設に係る組織改正に伴う熊取事業所(熊取町)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、加工施設に係る組織改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和2年12月17日に認可。</p>	保障措置室
74	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年8月20日付け(令和2年9月15日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、3号機破損燃料用輸送容器の追加に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、ハンドル部が変形していない漏えい燃料及びハンドル部の変形が小さい燃料を既存の輸送容器で輸送する場合においても、構造強度、除熱機能、密封機能、遮へい機能及び臨界防止機能が要求される水準を満足することを確認。また、新たに導入するハンドル部の変形が大きい燃料を輸送する容器(既存の容器のバスケットを交換)について、構造強度、除熱機能、密封機能、遮へい機能、臨界防止機能等が要求される水準を満足することを確認。</p> <p>○令和2年10月1日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
75			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年8月27日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、3号機原子炉建屋トラス室に追設する滞留水移送装置について、既認可の滞留水移送装置と同様の方針に沿って設計されること、設置に当たっては可能な限り被ばく低減措置が講じられること、運用初期の水位制御は自動ではなく手動により行われるがその場合でも適切な運用により水位制御が実施されること等を確認。</p> <p>○令和2年10月12日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

76		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年5月21日付け(令和2年10月9日及び令和2年10月29日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、協力企業作業員が放射性廃棄物処理設備の運転に従事する場合に保安教育実施計画を担当グループマネージャー(GM)が確認するとしていた規定の変更は、実態に合わせた適正化であること、委託する業務の追加に当たるGMの追加であること等を確認。</p> <p>○令和2年10月30日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
77		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年4月22日付け(令和2年5月29日、令和2年8月6日及び令和2年10月2日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、1号機原子炉格納容器窒素封入ライン他撤去工事等に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、1号機原子炉格納容器窒素封入ラインの一部撤去について、撤去後も必要な窒素封入量が確保されること、撤去作業時はダスト飛散防止対策、被ばく低減措置が講じられること等を確認。1号機原子炉格納容器ガス管理設備凝縮配管室空調機の変更について、変更後も必要な耐震性が確保されこと等、及び1号機使用済燃料プール冷却ポンプ用原動機の変更について、変更後も使用済燃料プールの冷却機能が維持されること等を確認。</p> <p>○令和2年11月4日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
78		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年9月29日付け(令和2年11月24日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、3号機変形燃料の取扱いに係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、3号機使用済燃料プールにおいてハンドル変形が大きい燃料のつかみ具及び使用済燃料共用プールにおいてハンドル変形燃料が大きい燃料を収納した収納缶の吊具について、つり上げ時の荷重に対して十分な強度を有すること、燃料等の取扱い時に遮へい水深が確保される設計となっていること等を確認。</p> <p>○令和2年12月15日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
79	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和2年8月13日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○申請概要:一般の視察者に対する新たな視察ルートの設定に伴う核物質防護措置の変更。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門
80	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>(79と同伴)</p> <p>○審査の結果、令和2年10月13日に認可。</p> <p>○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。</p>	核セキュリティ部門

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
81	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の使用許可申請について(いまきいれ総合病院)	○令和2年6月17日付け(令和2年7月15日付け一部補正)で、公益社団法人昭和会からいまきいれ総合病院(鹿児島市)における放射線発生装置(直線加速装置1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年10月12日に許可。	放射線規制部門
82			放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可申請について(倉敷成人病センター)	○令和2年9月2日付けで、一般財団法人倉敷成人病センター(倉敷市)における放射性同位元素(125I)及び放射線発生装置(直線加速装置1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年11月20日に許可。	放射線規制部門
83			放射線発生装置の使用許可申請について(恵佑会札幌病院)	○令和2年9月16日付けで、社会医療法人恵佑会から札幌病院(札幌市)における放射線発生装置(直線加速装置2台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年12月1日に許可。	放射線規制部門
84		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について(大阪大学放射線科学基盤附属ラジオアイソトープ総合センター)	○令和2年3月10日付けで、国立大学法人大阪大学から、大阪大学放射線科学基盤附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)(豊中市)における放射線施設の改修のため、密封されていない放射性同位元素に係る使用の場所及び核種の追加等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、密封されていない放射性同位元素の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年10月15日に承認。	放射線規制部門
85			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所)	○令和元年12月25日付け(令和2年8月27日付け一部補正)で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から那珂核融合研究所(那珂市)における放射線発生装置(プラズマ発生装置)の運転再開のための使用方法の変更及び遮蔽施設の改造等に関する変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用等に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年10月26日に許可。	放射線規制部門
86			放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(埼玉巨樹の会新久喜総合病院)	○令和2年8月25日付けで、医療法人社団埼玉巨樹の会から新久喜総合病院(久喜市)の放射線発生装置(直線加速装置)を1台増設して2台とすること及び増設施設に保管廃棄設備を設置することについて変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置及び保管廃棄設備の使用に当たって、使用施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年10月29日に許可。	放射線規制部門

87	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(佐賀大学医学部附属病院)	○令和2年8月3日付けで、国立大学法人佐賀大学から、医学部附属病院(佐賀市)における治療用直線加速装置の更新(2台のうち1台)に伴う性能等の変更及び施設の管理区域変更に伴う遮蔽壁の追加に係る変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年11月11日に承認。	放射線規制部門
88	放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について(育生会高島病院)	○令和2年8月7日付けで、医療法人育生会から高島病院(米子市)における医療用照射装置(ガンマナイフ1台)の更新及び遮蔽の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、医療用照射装置(ガンマナイフ1台)の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年11月13日に許可。	放射線規制部門
89	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(東北大学サイクロトン・ラジオアイソトープセンター)	○令和2年4月14日付けで、国立大学法人東北大学から、サイクロトン・ラジオアイソトープセンター(仙台市)におけるRI棟の作業室の改造(飼育室の設置等)及び排気設備改廃等に係る変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年11月30日に承認。	放射線規制部門
90	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(田附興風会医学研究所北野病院)	○令和2年9月2日付けで、公益財団法人田附興風会から、医学研究所北野病院(大阪市)における放射性同位元素(密封線源:Ir)の新たな使用及び放射線発生装置(直線加速装置)を1台増設し2台とする変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年11月30日に許可。	放射線規制部門
91	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(市立札幌病院)	○令和2年10月19日付け(令和2年11月26日付け一部補正)で、札幌市から、市立札幌病院(札幌市)における放射線発生装置(直線加速装置)2台のうち1台を更新し、これに伴う性能及び使用の方法の変更、遮蔽の追加に係る変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年12月9日に許可。	放射線規制部門
92	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(安城更生病院)	○令和2年11月10日付けで、愛知県厚生農業協同組合連合会から安城更生病院(安城市)に、新設する高精度放射線治療棟に放射線発生装置(直線加速装置)2台を追加して、既設と合わせて放射線発生装置を3台とすることについて、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和2年12月17日に許可。	放射線規制部門